

意見書（案）第33号

大深度地下工事中の中止を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	栗 原 けんじ
賛成者	〃	大 城 美 幸
〃	〃	紫 野 あすか
〃	〃	前 田 ま い

## 大深度地下工事中の中止を求める意見書

東京都調布市の住宅街で2020年10月18日、東京外郭環状道路（外環道）のトンネル工事地上部が陥没して1年が経過した。工事が止まっている今も地盤の緩みで家屋や地面に亀裂が生じている。

この工事は、地下40メートルより深い大深度の公共利用に地上地権者の同意を不要とした大深度地下使用法に基づくもので、地上への影響はないとして工事を認可した国の責任は重大である。安全神話は崩壊している。大深度地下工事をきっぱり中止すべきである。

事業者の東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）などは、陥没と地下工事の因果関係を認める一方、「特殊な地盤」と不適切な工法を原因に挙げた。流動化しやすい地盤で地下トンネルを掘るシールドマシンが土砂を取り込みすぎたとし、地盤の緩みはトンネル直上部だけと説明している。

しかし、住民が独自に専門家に依頼した調査では、空洞の形成につながる多数の隙間が地下で見つかり、地盤の緩みはトンネル直上部以外にも広範囲に及んでいる可能性があるとして指摘している。

住民団体の「外環被害住民連絡会・調布」は事故1年に当たってNEXCOへの不信を表明する声明を発表し、事前ボーリング調査もせず「地表に影響ない」となぜ言い切れたのかと追及している。

陥没だけでなく、騒音・振動など、家屋への影響を含めて事故原因を徹底究明し、被害者への補償には集団交渉も認めるなど、誠実な対応が求められている。

外環道で今後掘削する地下ルートには陥没現場と同じような地盤条件の場所が5か所確認されている。その多くが本市域にある。陥没は他の場所でも起こる可能性がある。工事再開など絶対に認められない。

大深度地下法は、都市部地下の活用を狙って2001年に施行された。地上部の用地買収は不要である。地下使用に伴う補償もない。地上部地権者に同意を得ることすら要らない。

憲法は財産権を「侵してはならない」（第29条）と定め、私有財産を公共目的で利用する場合には「正当な補償」が必要であるとしている。憲法に明記された国民の権利を侵害する法律は廃止すべきである。

また、住宅街の地下トンネル工事の安全確保と地下開発行為の規制、地権者への補償などに関する法令の制定が必要である。

よって、本市議会は、政府に対し、下記事項を求める。

- 1 大深度地下工事を中止すること。
- 2 大深度地下使用法は、見直すこと。
- 3 地下トンネル工事の安全確保と地下開発行為の規制、地権者への補償などに関する法令を制定すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち